

生産技術研究会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は生産技術研究会（以下「本会」という）と称す。
- 第 2 条 本会は生産技術の向上をはかるため、研究開発とその周辺技術の啓蒙普及を行うことと、会員相互の親睦・理解を深め会員企業と技術向上の一助となることを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は大阪府立産業技術総合研究所内技術交流室におく。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 生産技術に関する研究開発
 2. 講演会、講習会、研究会、見学会等の開催
 3. 産業技術総合研究所研究成果の普及
 4. その他必要と認められる事項

第 3 章 分 科 会

- 第 5 条 本会は必要に応じて専門別分科会をおくことができる。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 会員は正会員、特別会員とする。
- 第 7 条 正会員は本会の主旨に賛同する事業所および産業関係者であって、代表者が会務に参加する。特別会員は学識経験者で理事会において推薦されたものとする。
- 第 8 条 本会に加入しようとするものは入会届けを提出し理事会の承認を得るものとする。また、本会から脱会しようとするものは脱会届けを提出するものとする。
- 第 9 条 正会員は別に定める規定により会費を納めるものとする。
- 第 10 条 脱会した会員は既納の会費その他の返還を請求することができない。

第 5 章 役 員

- 第 11 条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 2 名
 3. 理 事 若干名
 4. 監 事 2 名
- 第 12 条 理事および監事は総会において正会員の代表者の中から選任する。
- 第 13 条 会長、副会長は理事の中から理事会において選任する。
- 第 14 条 役員任期は2ヶ年とし、再選を妨げない。
- 第 15 条 本会に顧問および参与をおくことができる。顧問、参与は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
2. 本会に理事会の議を経て名誉会長・名誉理事を置くことができる。
- 第 16 条 総会が特に必要と認めた場合、1 事業所より複数の役員を選任を妨げない。
- 第 17 条 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに、総会および理事会の議長となる。
- 第 18 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第 19 条 理事は会長の提案を受け、会務を審議決定する。

- 第 20 条 監事は会計および会務運営を監査する。
第 21 条 顧問および参与は総会および理事会に出席して意見を述べることに、および重要な会務に参画することができる。

第 6 章 幹 事

- 第 22 条 本会に会長への会務提言及び、実務補佐機関として若干の幹事をおく。
第 23 条 幹事は理事を含む正会員、若しくは正会員の了承を得た当該正会員の従業員の中から会長がこれを選ぶものとする。
2. 幹事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。
第 24 条 幹事会は会長の意向に従い会務を実行し、理事会へ会長の承認のもと企画等の提案を行うことができる。
第 25 条 会長は幹事長を任命し幹事会を司るものとする。幹事会は幹事長がこれを招集し実務を処理する。
2. 幹事長は必要に応じ幹事会中に専門的な問題を処理する部会をつくり部会長を選任することができる。

第 7 章 会 議

- 第 26 条 本会の会議は総会と理事会の 2 つとする。但し会長補佐会議として幹事会を開ける。
第 27 条 総会は毎年 1 回会長がこれを召集し次の事項について審議する。
1. 会則の変更
2. 収支決算
3. 収支予算
4. 事業および決算の報告
5. 重要会務
6. 解 散
但し、会長が必要と認めるとき理事会の議を経て臨時に総会を開催することができる。
第 28 条 正会員総数の 5 分の 1 以上の要求があったときは、会長は臨時総会を開催しなければならない。
第 29 条 正会員は総会において各一つの議決権を有する。
第 30 条 正会員は総会において代理人によって議決権を行使することができる。代理人は会員であって代理権を証する書面を持たなければならない。
第 31 条 理事会は必要あるときに会長がこれを召集する。
第 32 条 理事会において議決する事項は、本会則に別に規定あるものの外、次の通りとする。
1. 総会に提出すべき議決
2. 会務の基本事項
3. その他会長において必要と認める事項
第 33 条 総会および理事会の議決は出席者の過半数をもって決するものとし可否同数のときは議長の決するところとする。
第 34 条 軽微なる事項については、書面によって賛否を求め理事会にかえることができる。

第 8 章 会 計

- 第 35 条 本会の事業および会計年度は毎年 4 月 1 日始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
第 36 条 本会の経費は下記の収入をもってこれにあてる。
1. 会 費
2. 補助金
3. 寄付金
4. その他の収入

第 9 章 事 務 局

- 第 37 条 本会に事務局を置くことができる。
第 38 条 会長は研究所職員に指導者として事務局幹事を委嘱する。
第 39 条 事務局幹事は幹事会・理事会へ出席するとともに、研究会事務員を指導し会務の提言を行うものとする。
第 40 条 事務局は事務員をおく。

第 10 章 附 則

- 第 41 条 本会則は理事会の提起により総会の議決を経て改廃することができる。
第 42 条 本会則は総会議決成立の日から施行する。
一部改正 平成 16 年 6 月 4 日

【 会 費 規 定 】

1. 会費は月額 1 口 3, 0 0 0 円以上とし、3 ヶ月分前納するものとする。
2. 必要あるときは理事会の議を経て臨時会費を徴収することができる。
3. 入会金は 1, 0 0 0 円とする。